

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 本市又は他の地方公共団体の消防団員として災害時の出動、災害の警戒、訓練その他の活動に従事する場合

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)